

区域指定について

区域指定の導入する目的について伺います。

都市建設部長 市街化調整区域において、指定された地域内では、結城に住みたい方は誰でも、住宅を中心に小規模な建築物の立地が可能となるため、移住定住化促進の施策との相乗効果により、地域コミュニティの維持、活性化を図ることを目的とするものである。

市では医療・福祉施設・

商業施設や住居がまとまって立地し、住民が徒歩や公共交通によりアクセスできるコンパクト・プラス・ネットワークを目指していくと考えていますが、市街化区域と市街化調整区域の線引きを無くすようなことになる逆行するように思えます。コンパクトシティと区域指定の整合性について伺います。

都市建設部長 コンパク

ト・プラス・ネットワークのまちづくりを具現化するために策定した立地適正化計画において、市街化調整区域内に、中心拠点へのアクセス性の維持や公共施設の再編等により、農村地域の利便性や将来的な人口、地域コミュニティ維持を図るエリアを設定している。

また、都市計画マスタープランでも、日本花の会、山川不動産、結城廃寺周辺において地域資源を活用した「地域活性化

拠点」の位置づけがされており、区域指定制度についても、市全域の均衡ある発展を実現するための施策の一つであるので、整合性は図られているものと考えている。

区域指定導入によるスプロール化の可能性について伺います。

都市建設部長 土地利用、インフラ整備状況、総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画、区

画整理事業の進捗等を考慮せず、無計画に設定した場合、その可能性がある」と認識している。このため、区域指定制度導入にあたっては、それらを踏まえて慎重に進めていきたいと考えている。



人口減少社会の到来に伴い 移住・定住の促進は重要です



大里 克友
(おおさと かつとも)

録画映像
はこちら

